

特許庁国家一般職(事務職員、商標審査官)

採用案内

創造
の
チカラ

国の行政機関

内閣

内閣官房

人事院

…等

会計検査院

内閣府

復興庁

総務省

法務省

外務省

財務省

経済産業省

文部科学省

厚生労働省

農林水産省

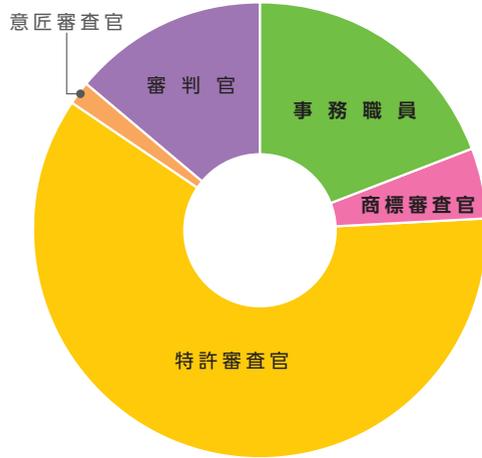
国土交通省

環境省

防衛省

職員構成

職員数：2,792人 (令和元年度末定員)



■ 事務職員： 539人

■ 商標審査官： 140人

■ 特許審査官： 1,682人

■ 意匠審査官： 48人

■ 審判官： 383人

- 宮内庁
- 公正取引委員会
- 国家公安委員会
- 特定個人情報保護委員会
- 金融庁
- 消費者庁
- 公害等調整委員会
- 消防庁
- 公安審査委員会
- 公安調査庁
- 国税庁
- 中小企業庁
- 特許庁**
- 資源エネルギー庁
- スポーツ庁
- 文化庁
- 中央労働委員会
- 林野庁
- 水産庁
- 観光庁
- 気象庁
- 運輸安全委員会
- 海上保安庁
- 原子力規制委員会
- 防衛装備庁

組織図

特許庁

総務部

業務全般の調整や各種施策の立案・実施等を担当
秘書課、総務課、会計課、企画調査課、普及支援課、
国際政策課、国際協力課

審査業務部

出願受付、方式審査及び登録の事務並びに商標審査
審査業務課、出願課、商標課、商標審査部門

審査 第1～4部

発明や意匠の審査を担当
審査第1部(主に物理、光学、社会基盤及び意匠)
審査第2部(主に機械関係)
審査第3部(主に化学関係)
審査第4部(主に電気、通信、情報関係)
調整課、意匠課

審判部

審査官の判断に対する不服や、権利の無効等を求める審判など、裁判に類似した手続きで審理
審判課、審判部門

特許庁職員採用形態

国家公務員採用一般職試験(行政)

- 事務職員
- 商標審査官

国家公務員採用総合職(相当)試験

- 特許審査官(理工・農学系)
- 意匠審査官(意匠学)

※ 一般職(技術系)、総合職(事務系)の採用は行っていません。

※ 一般職の場合、事務職員と商標審査官どちらか一方しか受けられません。

知的財産権の種類

創作意欲を促進

知的創造物についての権利等

特許権(特許法)

- 「発明」を保護
- 出願から20年(一部25年に延長)

実用新案権(実用新案法)

- 物品の形状等の考案を保護
- 出願から10年

意匠権(意匠法)

- 物品のデザインを保護
- 登録から20年

著作権(著作権法)

- 文芸、学術、美術、音楽、プログラム等の精神的作品を保護
- 死後50年(法人は公表後50年、映画は公表後70年)

回路配置利用権 (半導体集積回路の回路配置に関する法律)

- 半導体集積回路の回路配置の利用を保護
- 登録から10年

育成者権(種苗法)

- 植物の新品種を保護
- 登録から25年(樹木30年)

営業秘密(不正競争防止法)

- ノウハウや顧客リストの盗用など不正競争行為を規制

信用の維持

営業上の標識についての権利等

商標権(商標法)

- 商品・サービスに使用するマークを保護
- 登録から10年(更新あり)

商号(商法)

- 商号を保護

商品等表示(不正競争防止法)

- 周知・著名な商標等の不正使用を規制

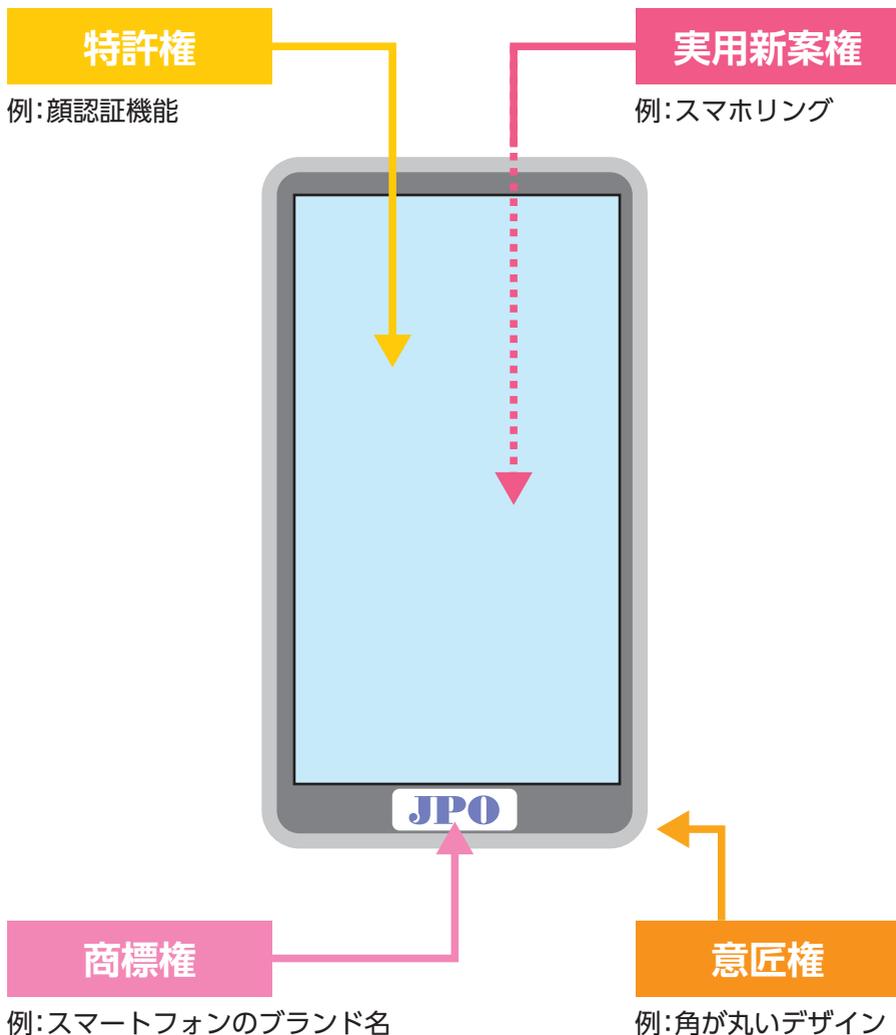
地理的表示(GI) (特定農林水産物の名称の保護に関する法律)

- 品質、社会的評価その他の確立した特性が産地と結びついている商品の名称を保護

産業財産権
||
特許庁所管

産業財産権とは

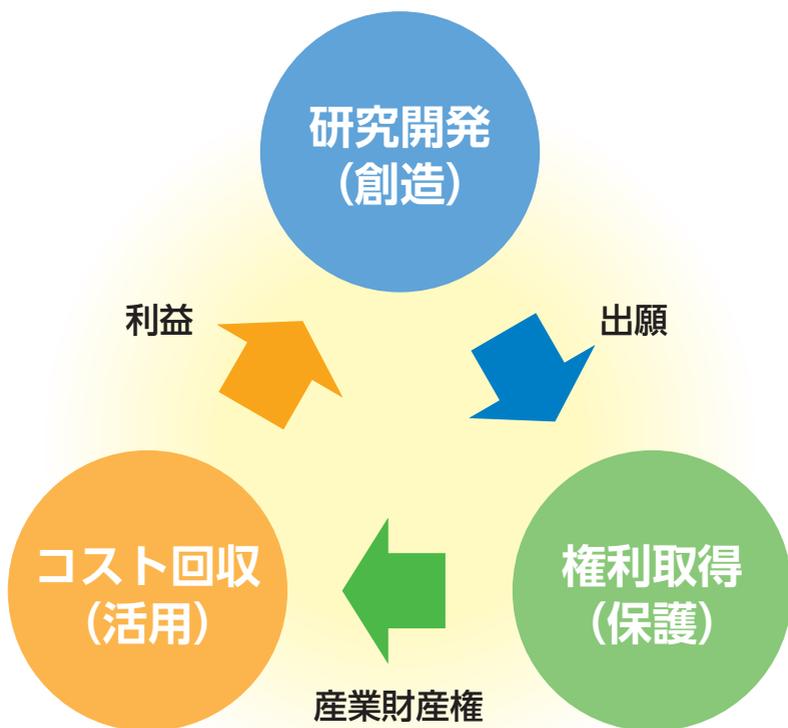
特許権、実用新案権、意匠権及び商標権を産業財産権という。



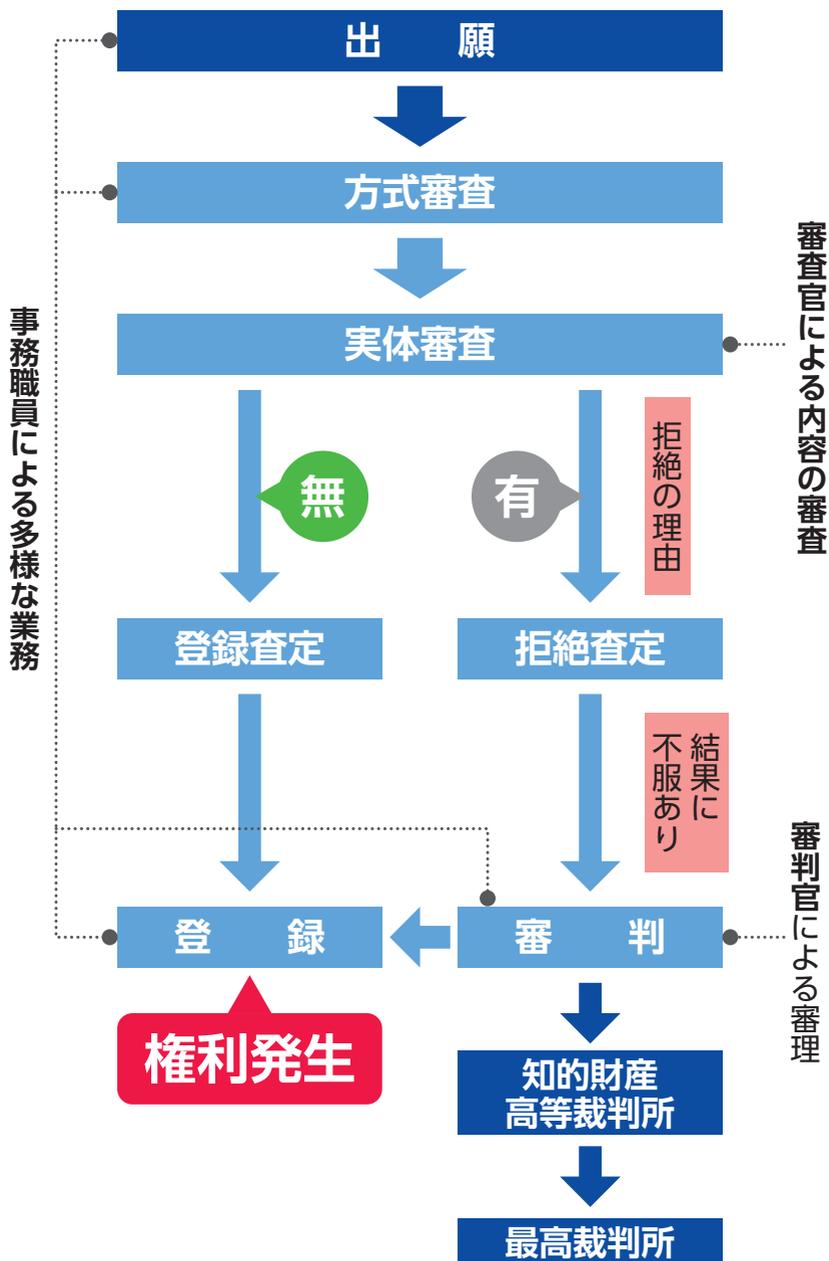
特許庁の役割～知的創造サイクル～

資源の乏しいといわれる我が国にとって、知的財産権の活用による産業競争力の向上が必要

=産業を発展させることが特許庁の使命



権利取得の流れ



事務職員



事務職員は“特許庁唯一の行政官”として、制度の企画・立案、海外政府との交渉・協力、中小・ベンチャー企業等に対する支援など幅広い業務に携わります。

活躍の場がますます多様に、そして専門的になっている特許庁で、私たちと共に日本の未来を創るために働いてみませんか？

一特許庁の土台・司令塔一

秘書課

総務課

会計課

産業財産権施策の企画・立案

多様なユーザーニーズに応えるため、産業財産権に関する施策を企画・立案します。

人事・予算等の業務

人事、会計、予算編成業務等に携わります。

法令・条約等の立案

時代のニーズにあった産業財産権制度とするため、関係法令の改正を行います。



— 中小企業等への支援 —

普及支援課

企画調査課

商標課

特許庁の営業マン

中小企業等に対する産業財産権専門官派遣による個別相談、普及支援を目的とした各種イベント、説明会を開催しています。

ベンチャー企業支援や地域ブランドの推進

ベンチャー企業向けに特化した支援策の企画・提供、地域ブランド推進による地域振興の支援を行っています。



一特許庁の国際部隊一

国際政策課

国際協力課

国際協調・制度調和

産業財産権制度やその運用を国際的に統一の取れたものにするため、二国間や多国間の交渉・調整を行います。

途上国協力

相手国への専門家派遣や海外研修生の受け入れによる人材育成等の支援を行います。
また、世界知的所有権機関(WIPO)を通じ、世界レベルでの途上国支援を行います。

模倣品対策

侵害国政府に対する対策強化の働きかけ、国内企業に対する個別相談対応、情報の提供を行っています。



—特許庁の最前線—

審査業務課

出願課

審判課

出願書類等の受付、書類・書式の審査

出願書類等の手続関係書類を受け付け、方式審査専門官が法律に基づき、審査を行います。

産業財産権の管理

産業財産権の権利の設定、移転手続きを行います。

審判書記官業務

裁判に類似した審判という場に審判書記官として参画し、審判調書の作成(審判内容の記録)を行います。



“事業者と消費者の橋渡し”



私たちは、日頃から多くの商標に
囲まれて暮らしています。

そんな商標の登録の可否を審査する
「商標審査官」。

あなたも私たちと一緒に、
知的財産行政に携わってみませんか。

商標とは

事業者が**自己**の商品・サービスと**他人**の商品・サービスを**区別**するために使用するマークのことです。

商品に使用するもの



サービスに使用するもの



登録商標： 約**189**万件 (2018年現在)
(現存するもの) (出典) 特許行政年次報告書2019年版

出願件数： 約**18万4**千件 (2018年)
(出典) 特許行政年次報告書2019年版

商標権について

取得方法

特許庁へ商標を出願して**商標登録**を受けることが必要です。

【商標登録願】
【商標】



【指定商品】書籍
【出願人】
特許庁長官

内容

マークとそのマークを使用する**商品・サービス**とが**セット**になって構成されています。

マーク(商標)



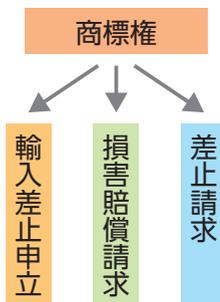
+

商品・サービス



効果

持っている**と商標登録をした商品・サービス**について**マークを独占的に使用**でき、また、他人の不正な商標の使用に対して**法的手段**をとることができます。



商標審査業務

商標審査官は、企業などが自己のブランドを守るために出願(申請)した商標が登録可能か否かを、法令、審査基準などに照らして判断します。

出願内容を
チェック

審査

登録できる場合：登録査定

登録できない場合：拒絶査定

審査のポイントは3つです！

審査

Point1

商標が、商品・サービスの特徴を表したものでないこと

Point1

「新鮮」という商標を
商品「野菜」に登録したい

「新鮮」は
野菜の特徴



「APPLE」という商標を
商品「果実」に登録したい

「APPLE」は
果実の特徴(種類)



Point2

公益に反する商標でないこと

Point2



提供：国連広報センター

国旗、国際機関の
マーク、赤十字の
マークなど、公益
的なマークと似て
いる商標



Point3

他人の登録商標や有名な商標(ブランド)と紛らわしくないこと

Point3

JPO

と

ジェーピーオー

出願された
商標

他人の
登録商標

他人の登録商標と
似ているので紛ら
わしい



商標行政事務について

商標に関する知識や経験などの専門性をいかして、企画立案業務、法律改正業務、国際業務などに携わり、商標行政の中心として活躍できます。

国際業務

法律改正

システム開発

企画立案

調査研究

人事関連

品質管理

商標制度の普及

代表的な商標行政事務について(1)

制度企画関連



商標制度がより良いものになるよう、新たな制度などの企画・立案を行います。

近年では新しいタイプの商標（音、色、ホログラムなど）の導入に関し、有識者を交えて議論を行いました。

新たな制度の導入、社会情勢の変化を踏まえた法律の改正・商標審査基準の整備などに向けた法律案の検討や、産業界・学界・専門家等との意見交換などを行います。

法令・基準関連



代表的な商標行政事務について(2)

国際業務関連

各国間の制度調和や課題解決のために行われる国際会議の準備・出席や、他国の特許庁との調整などを行います。

また、途上国に対する商標制度の構築支援や、外国審査官の人材育成なども行います。



国際会議の様子
(商標五庁年次会合)

● グローバルに展開する商標制度

世界知的所有権機関 (WIPO)

知的財産保護の国際的な促進及び
知的財産に関する条約の管理・運営

商標五庁会合 (TM5)

: 日本、米国、欧州、韓国、中国



商標審判官について

商標審査官は、一定期間の商標審査業務・商標行政事務を経験したのち、商標審判官へ昇任します。



特許庁審判廷

「商標審判官」とは？

出願人は、審査官の審査結果に不服がある場合、更なる審理を特許庁に対して求めることができます。これを「審判請求」といいます。審判請求されたときに活躍するのが「審判官」です。審判官は、3人(又は5人)で1組の合議体を構成し、審査官の審査結果の可否について審理し、結論を出します。

拒絶査定

審判請求

審判

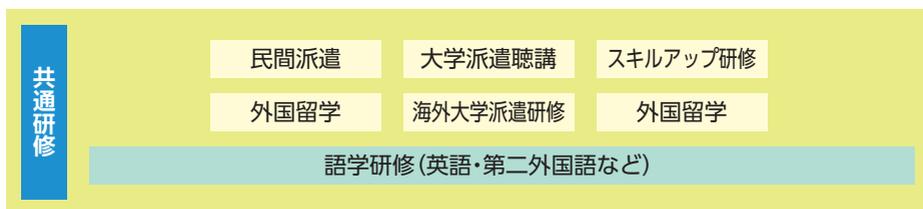
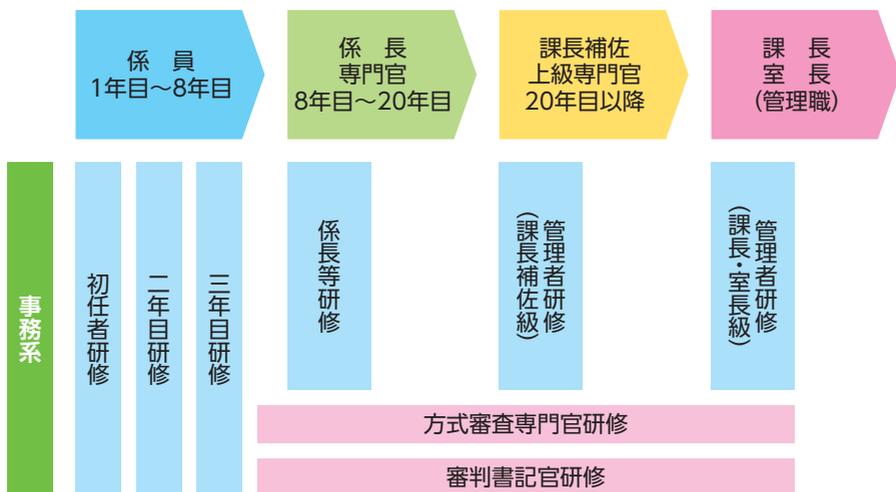
出訴

知的財産高等裁判所

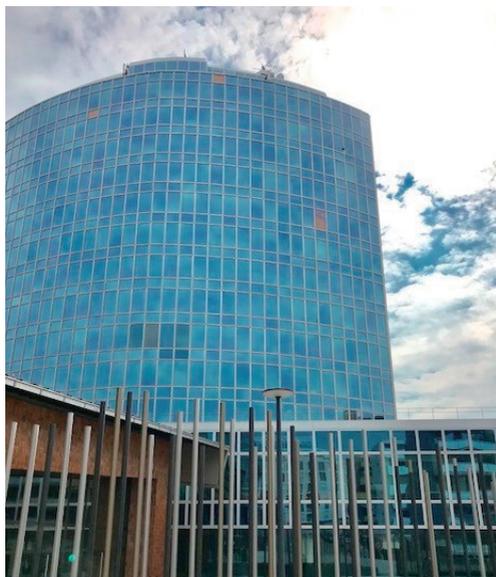
上告

最高裁判所

一般職キャリアアップと研修



多様な活躍フィールド



世界知的所有権機関
(シユネーブ本部)

海外

世界知的所有権機関(スイス)
在外日本国大使館(チェコ、ケニア、ブラジル)
日本貿易振興機構(アメリカ、タイ、中国)

他省庁

経済産業省、内閣府、内閣官房など

関係機関

工業所有権情報・研修館
中小企業基盤整備機構
日本貿易保険など

国家公務員一般職採用状況

| 年 度 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 |
|------|------|------|------|------|------|
| 事 務 | 17 | 30 | 15 | 22 | 17 |
| うち女性 | 8 | 17 | 8 | 12 | 7 |
| 商 標 | 7 | 8 | 8 | 12 | 10 |
| うち女性 | 3 | 3 | 3 | 6 | 5 |

(単位：人)

処 遇

給 与

初任給：216,840円(行政(一)1-25の場合) + 本府省業務調整手当等

期末手当・勤勉手当(ボーナス)：1年間に俸給等の約4.45月分

勤務時間・休暇

原則として、1日7時間45分で、土日及び祝日等は休みです。また、年20日の年次休暇のほか、介護休暇や、ワークライフバランス支援制度として、育児休業制度等があります。

よくある 質問

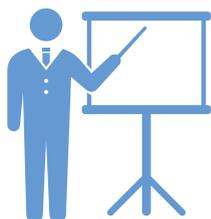
Q 特許庁への官庁訪問、事務職員と商標審査官を両方受けることはできますか？

A どちらか一方のみ受験可能です。どちらも魅力的な仕事ですので、双方の業務説明を受けていただく等、十分検討してください。

Q 専門知識は必要ですか？

A 知財に関する専門知識など一切問いません。また性別、新卒・既卒、出身校・学部も問いませんので、個性豊かな幅広い人材を求めています。

まずは、行って、聞いて、感じてほしい、
特許庁の「空気感」。



各種イベントや
説明会を
実施しております。



採用HP



採用Twitter



採用メルマガ



総務部秘書課任用第一係

(事務職員)

TEL : 03-3581-2767

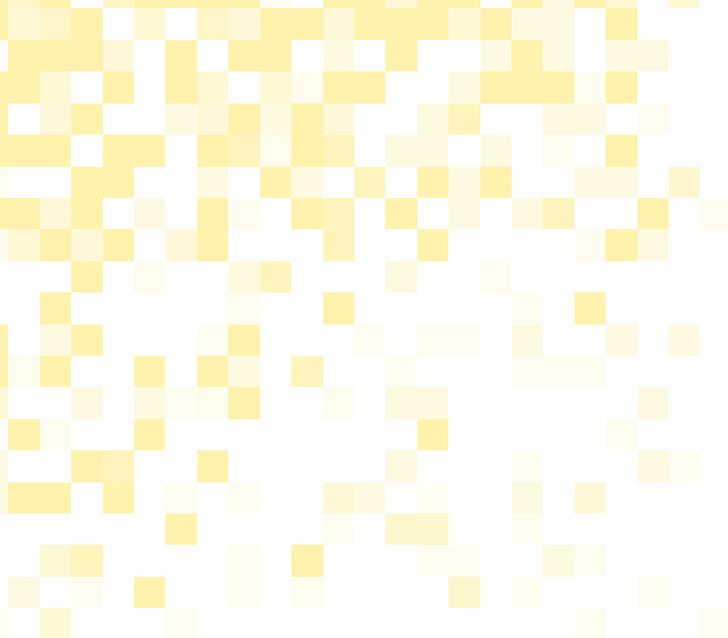
E-mail : PA0120@jpo.go.jp

審査業務部商標課採用担当

(商標審査官)

TEL : 03-3580-6864

E-mail : PA1400@jpo.go.jp



想像しよう